省　令

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

総務大臣　松本　剛明

登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第四章　略］ 第五章　雑則（第二十三条・第二十四条） 附則 **第五章　雑則** （公表） **第二十三条**　総務大臣は、登録検査等事業者等に係る次に掲げる事項を公表するものとする。 一　登録検査等事業者等の名称 二　登録検査等事業者等の住所 三　登録又はその更新の年月日 四　登録番号 五　有効年月日（登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限る。） 六　無線設備等の点検の事業のみを行う者にあっては、その旨 ２　前項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。 **第二十四条**　［略］	目次 ［第一章～第四章　同上］ 第五章　雑則（第二十三条） 附則 **第五章**　雑則 ［新設］ **第二十三条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第四号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十五日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（引致状の執行） **第268条**　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）第１項及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第６項（同法第73条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第１項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。	（引致状の執行） **第268条**　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）第１項及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第６項（同法第73条の３第４項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第１項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。